

「経営者保証に関するガイドライン」を融資慣行として 浸透・定着させるための取組方針について

当組合は、2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会（事務局：一般社団法人全国銀行協会および日本商工会議所）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。

事業性融資における経営者保証については、一律的・機械的に取得することなく、お客さまの状況に応じて保証契約の必要性を十分に検討すると共に、経営者保証をご提供いただく場合にはその理由や範囲等について真摯にかつ丁寧に説明し、お客さまにご理解・ご納得をいただけますよう努めてまいります。

1. お客さまと保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証額や代替的融資手法として金利の上乗せを含めた総合的な検討を行います。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある

審査の結果、保証をご提供いただく場合は、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等について説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2. お客さまから保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1. ①～⑤について検討を行い、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応いたします。

【当組合の経営者保証に関するご相談窓口】

北央信用組合 審査部

電話番号： 011-261-9153

受付時間： 平日9：00～17：00（当組合の休業日を除く）